

## 阪急文化財団友の会 規約

2025年4月1日

### (目的)

第1条 阪急文化財団（以下「財団」という）は、逸翁美術館・小林一三記念館・池田文庫・マグノリアホールの運営を通して、文化及び芸術の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、その活動に対する支援を幅広く募るため、「阪急文化財団友の会」（以下「友の会」という）を設けます。

### (定義)

第2条 この規約に定める「会員」とは、本規約を承諾し、第3条に定める手続きに従い友の会に入会を申し込み、財団が承諾した方をいいます。

### (入会手続き)

第3条 友の会への入会を希望する方は、入会申込書等財団所定の方法により入会をお申し込みのうえ、年会費をお支払ください。

2 入会のお申し込みは随時承ります。

### (会員期間と資格)

第4条 友の会の会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

2 会員資格の開始日は、第3条の方法で行われた入会手続きを財団が承諾した日とします。

### (会員証と会員特典)

第5条 財団は会員に対して会員証を発行します。

2 会員は別紙の会員特典を利用できます。

3 会員特典の利用には会員証の提示が必要です。

4 会員は会員証、会員特典、会員資格等を第三者に譲渡、貸与できません。また、会員はこれらを営利目的で使用できません。

### (退会)

第6条 会員期間の途中で退会する場合、会員は会員証を財団に返却するものとします。

2 お支払い済みの年会費は払い戻しません。

3 友の会の活動を著しく妨げるなど、会員にふさわしくないと財団が判断した場合は、会員の資格を取り消します。

(年会費)

第7条 年会費は2,500円です。

(規約の変更)

第8条 財団は本規約を随時変更できるものとし、規約を変更する場合は、1か月前までに、財団ウェブサイトへの情報の掲載、または郵送でのご案内等により、会員に通知します。

2 規約の変更により不利益が発生した場合も、財団は責任を負いかねます。

(個人情報の取り扱い)

第9条 財団は会員から収集した個人情報を友の会の目的にのみ利用します。

2 財団は次に該当する場合、個人情報を第三者に開示することがあります。また、個人情報を開示する場合、開示先に対して、会員の個人情報を厳重な管理体制の下で保管させ、かつ、他者への開示又は目的以外の利用は行わせないものとします。

(ア) 会員が事前に承諾した場合

(イ) 業務委託を行った場合

(ウ) 法令により開示が必要とされる場合

(事務局・連絡先)

第10条 友の会に関する事務は、友の会事務局（財団内に設置）が行います。

〒563-0058 大阪府池田市栄本町12-27 阪急文化財団友の会事務局

TEL 072-751-3865

## 第5条2に関する別紙

### 阪急文化財団友の会の特典

逸翁美術館・小林一三記念館観覧料	会員本人 無料 会員同伴 団体料金適用（2名まで） <sup>1</sup>
逸翁美術館展覧会内覧会	招待
講演会等	優先予約 <sup>2</sup>
マグノリアホールコンサート等	財団主催公演に限り、優先予約または良席確保 <sup>2</sup>
即心庵呈茶	50%割引（最大4回）
ミュージアムショップ	対象商品を20%割引 <sup>3</sup>

<sup>1</sup> 団体料金適用は逸翁美術館のみ。会員本人をのぞき各回2名まで適用します。

<sup>2</sup> 席数を限定する場合があります。

<sup>3</sup> 一部除外品があります。

※ 社会情勢等により、上記特典を提供できない場合があります。

※ 新たに会員向けにイベント等を開催する場合は、郵送等によりご案内します。